

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 25 号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第27条第1項」の右に「及び第2項」を加え、「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第19項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業及び法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に係るものを除く。）」を削り、同項第2号及び第8号中「（障害児入所施設に係るものを除く。）」を削り、同項第9号中「及び第4項」を「から第4項まで」に改め、「（障害児入所施設に係るものを除く。）」を削り、同条第2項第1号中「障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護（以下「居宅介護」）」を「法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援（以下「障害児通所支援」）」に、「に限る」を「を除く」に改め、同項第4号中「居宅介護に」を「障害児通所支援に」に、「に限る。以下「居宅介護費用」という」を「を除く。第3条第1号において同じ」に、「同条第4号」を「法第51条第4号」に改める。

第3条第1号中「居宅介護費用」を「法第51条第2号に規定する費用」に、「法第51条第3号」を「同条第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（児童福祉センター）